

健保決裁欄	理事長・常務理事	所属長	主担者

受付年月日	決定年月

**療 費 請 求 書 ( は り ・ き ゅ う 用 )**

療 養 費  
 第二家族療養費

パナソニック健康保険組合 理事長 殿

事業所 担当者	氏 名	電 話

被 保 険 者 記 入 欄	被保険者証の 記号・番号	被保険者氏名													
	受療者氏名 (生年月日)	( 年 月 日生)										発病又は 負傷年月日	年	月	日
	傷病の原因 及びその経過														
	第三者行為に よる傷病ですか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		→「はい」の場合は「第三者行為に よる傷病届」を提出						業務上、または通勤 途上での傷病ですか			<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		
保 険 者 記 入 欄	上記のとおり請求し、ただし給付金の受領を下記事業主に委任 します。														
	パナソニック健康保険組合が医療機関等に対して、療養が行わ れた事実の有無や行われた療養等の内容照会を行うこと、また 当該医療機関等が内容照会の回答をすることに同意します。														
	平成	年	月	日	( 年 月 日 )										
	住 所														
	被保険者氏名 (請求者氏名)	Ⓜ													
	電 話	( )													
<p>◆ 資格喪失後の請求の場合は被保険者(請求者)に送金するため、 被保険者(請求者)名義の振込銀行口座を必ずご記入ください。</p> <p>※ 被保険者死亡のため、相続人が請求者となる場合、 被保険者との続柄が確認できる書類(戸籍謄本、住民票等)が必要。 (死亡時に相続人が健保の被扶養者であった場合は不要)</p>															
資格喪失(予定)者記入欄															
(フリガナ)										(フリガナ)					
(金融機関コード)										(店番コード)					
<input type="checkbox"/> 銀 行 <input type="checkbox"/> 信用金庫 <input type="checkbox"/> ( )										<input type="checkbox"/> 本 店 <input type="checkbox"/> 支 店 <input type="checkbox"/> 出張所					
普通										フリガナ					
口座番号										名 義					
※請求者名義の口座に限る															

施 術 者 記 入 欄	初療年月日	施術期間										実日数	請求区分	転 帰																				
	年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日										日	新規・継続	継続・治癒・中止・転医																				
	傷病名	1. 神経痛(部位: ) 2. リウマチ 3. 頸腕症候群 4. 五十肩 5. 腰痛症 6. 頸椎捻挫後遺症																																
	初検料	1. はり 2. きゅう 3. はり、きゅう併用										円	摘 要																					
	施 術 内 容 欄	はり											円 × 回 =	円																				
		きゅう											円 × 回 =	円																				
		はり、きゅう併用											円 × 回 =	円																				
	電療料	1. 電気針 2. 電気温灸器 3. 電気光線器具										円 × 回 =	円																					
	往 療 料	4kmまで										円 × 回 =	円																					
		4km超										円 × 回 =	円																					
施術報告書交付料 (前回支給: 年 月)										円 × 回 =	円																							
費用額計											円																							
施術日	通院○ 往療◎	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31

施 術 証 明 欄	上記のとおり施術を行い、その費用を領収しました。														
	保健所登録区分										1. 施術所所在地 2. 出張専門施術者住所地				
	住所(所在地) 平成 年 月 日 施 術 所 名 免許登録番号 氏 名 免許登録番号 きゅう師 電話 ( )														

同 意 記 録 欄	同意医師の氏名	同意医師の住所	同意年月日	傷病名	要加療期間

事 業 主 証 明 欄	この請求内容が正しいことを証明します。委任を受けた給付金の受領は、貴健保組合との間で定められている所定の方法で受け取ります。														
	平成	年	月	日	事業所所在地										
	会社立替のとき は「1」を記入→	受任者										事業所名称			

健 保 記 入 欄	SEQ	本人・家族	支給期間		実日数	元 金 額		支給決定金額	
		本 ・ 家	年	月	日	千	円	千	円

備考欄

<添付書類(原本を添付)>

- ・ 医師の同意書(初療と変形徒手矯正術は同意書必須、再同意は施術者が医師の同意を得て請求書の同意記録に記入でも可。ただし、6カ月を超えて引き続き受療する場合は、再度保険医から同意書の交付を受け添付する必要があります。)
- ・ 領収書原本

※ 保険給付決定通知書は、パナソニック健保のホームページ・加入者専用webサービス『いきいき健康ナビゲーション』でご確認いただけます。 30.10

# 同 意 書

(はり及びきゅう療養費用)

患 者	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	昭 ・ 平                  年                  月                  日
病 名	1. 神経痛(部位: _____ ) 2. リウマチ 3. 頸腕症候群 4. 五十肩 5. 腰痛症 6. 頸椎捻挫後遺症 7. その他( _____ ) ※ 1～6は、当てはまるものに○をつけて下さい。 7は、慢性的な疼痛を主訴とする疾病で鍼灸の施術に同意する病名を記載下さい。	
往 療	1. 必要とする                  2. 必要としない	
	往療を必要とする理由 1. 独歩による公共交通機関を使っての外出が困難 2. 認知症や視覚、内部、精神障害などにより単独での外出が困難 3. その他 ( _____ )	
発病年月日	年                  月                  日	
同意区分	初 回 の 同 意 ・ 再 同 意 (○をつけて下さい)	
診 察 日	平 成                  年                  月                  日	
注意事項等	施術に当たって注意すべき事項等があれば記載して下さい(任意)	
上記の者については、頭書の疾病により鍼灸の施術に同意する。		
所 在 地	年                  月                  日	
保 険 医 療 機		
保 険 医 氏 名	(印)	
電 話 番 号		

※ 保険医が、当該疾病について診察の上で同意する必要があります。(裏面参照)  
 保険医氏名は、診察した医師の氏名を記載して下さい。

# 同意書の交付について

## ○同意書交付の留意点

- 1 患者がはり、きゅうの施術を受け、その施術について、療養費の支給を受けるためには、あらかじめ保険医から同意書の交付を受ける必要があります。
- 2 はり、きゅうの療養費の支給対象となる疾病は、慢性病（慢性的な疼痛を主訴とする疾病）であって保険医による適切な治療手段のないものです。具体的には、  
ア 神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症について、保険医より同意書の交付を受けて施術を受けた場合は、保険者は保険医による適切な治療手段のないものとし療養費の支給対象として差し支えないものとされています。  
（「病名」欄1～6）  
イ ア以外の疾病による同意書が提出された場合は、記載内容等から保険医による適切な治療手段のないものであるか支給要件を保険者が個別に判断し、支給の適否が決定されます。（「病名」欄7）  
ウ ア及びイの疾病については、慢性期に至らないものであっても差し支えないものとされています。
- 3 同意する疾病について、処置や投薬等の治療（ただし、同意書の交付に必要な診察・検査及び療養費同意書交付は除く。）を行う場合には、治療が優先されるため、患者ははり、きゅうの療養費の支給を受けることができません。
- 4 来院した患者から同意書の発行の依頼があった場合、患者を診察し、患者に同意書を交付するようお願いいたします。  
※これにより同意書の交付を行う場合、同意した保険医は、はり、きゅうの施術結果に対して責任を負うものではありません。また、無診察同意を禁じた保険医療機関及び保険医療養担当規則第17条の「保険医は、（中略）同意を与えてはならない。」に違反するものではありません。なお、同意書の交付は、初診であって治療の先行（一定期間の治療の有無）が要件ではありません。
- 5 はり、きゅうの施術に当たって注意すべき事項や要加療期間等がある場合には、「注意事項等」欄に記載するようお願いいたします。
- 6 保険医の記名押印は、保険医の署名でも差し支えありません。

## ○再同意（貴院において「初回の同意」の場合を含む。）の留意点

- 7 保険医から同意書の交付を受け、はり、きゅうの施術を受けている患者が、6ヶ月を超えて引き続きはり、きゅうを受けようとする場合、再度、保険医から同意書の交付を受ける必要があります。
- 8 上記7の再同意に当たり、患者がはり師、きゅう師の作成した施術報告書を持参している場合（又ははり師、きゅう師が患者に代わり施術報告書を事前に貴院に送付している場合）は、施術報告書の内容をご確認願います。
- 9 上記7の再同意に当たっても、患者を診察し、患者に同意書を交付するようお願いいたします。  
※この同意書は、「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」（平成16年10月1日付保医発第1001002号）に基づくものです。  
療養費の支給決定は、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律により保険者（後期高齢者医療広域連合を含む。）が行うとされておりますが、療養費の支給は療養の給付の補完的役割を果たすものであり、保険者ごとにその取扱いに差異が生じないよう、取扱い指針としての支給基準等を厚生労働省が通知等により定めております。